

鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

鈴鹿市長 **末松則子**

鈴鹿市条例第11号

鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例（令和6年鈴鹿市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定を次のように改める。

改正後			改正前		
(名称及び位置) 第2条 小学校及び中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 小学校及び中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
小学校	略	略	小学校	略	略
	鈴鹿市立神戸小学校	略	小学校	鈴鹿市立神戸小学校	略
	略	略	小学校	鈴鹿市立合川小学校	鈴鹿市三宅町3694番地の2
	略	略	小学校	鈴鹿市立天名小学校	鈴鹿市御園町2500番地
	略	略	小学校	略	略
	略	略	小学校	鈴鹿市立郡山小学校	鈴鹿市郡山町710番地の6
略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。